事務連絡（Ｅ）

令和２年３月２日

都道府県商工会連合会　御中

全国商工会連合会

総務企画部総務企画課

**【周知依頼】行政機関や民間企業等の従業員の方が休みやすい環境整備について**

このことについて、２７日（木）に開催された新型コロナウイルス対策本部（第１５回）においての、内閣総理大臣からの発言に基づき、中小企業庁より周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本趣旨に鑑み、引き続き、休みが取りやすくなる環境を整えていただくとともに、子どもを持つ保護者である従業員の方々への配慮をお願いします。

加えて、商工会等を通じ、会員事業者等への周知のご協力をよろしくお願いいたします。

(担当：総務企画課　中島・小暮・渡部）

TEL:03-6268-0088 FAX:03-6268-0997

E-mail:somu@shokokai.or.ｊp

【内閣総理大臣発言内容】※2.27発言より

　北海道では、明日から道内全ての公立小・中学校が休校に、また、千葉県市川市でも、市内全ての公立学校が休校に入ります。このように、各地域において、子どもたちへの感染拡大を防止する努力がなされていますが、ここ１、２週間が極めて重要な時期であります。

このため、政府といたしましては、何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週３月２日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請します。なお、入試や卒業式などを終えていない学校もあろうかと思いますので、これらを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりするなど、万全の対応をとっていただくよう、お願いします。

また、行政機関や民間企業等におかれては、引き続き、休みが取りやすくなる環境を整えていただくとともに、子どもを持つ保護者の方々への配慮をお願いします。

**【周知依頼内容】**

引き続き、休みが取りやすくなる環境を整えていただくとともに、子どもを持つ保護者である従業員の方々への配慮をお願いします。

なお、各企業での実施にあたっては、厚生労働省や各都道府県での相談窓口が開設されておりますので、必要に応じてそちらに御相談ください。（下部に記載）

また、経済産業省としては、当面、この２週間については、表彰式、説明会、審議会などの多数の方が集まるイベントを原則全て延期又は中止する方針です。

皆様におかれても、イベントの開催については、その必要性を改めて検討していただきますよう、お願いいたします。

（企業への影響を緩和し、支援するための施策について）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

（新型コロナウイルスについての相談・受診の目安）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

（新型コロナウイルスを防ぐには）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

（新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け））

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html>

＜電話相談窓口について＞

○厚生労働省の電話相談窓口について

　今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

・厚生労働省の電話相談窓口 電話番号：０１２０－５６５６５３（フリーダイヤル）

・受付時間：９時００分～２１時００分（土日・祝日も実施）

※２月７日（金）９時より新しい番号（フリーダイヤル）となりました。

・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX（０３－３５９５－２７５６）でも受付を開始しましたのでお知らせ致します。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

　各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関するお知らせや保健所等による電話相談窓口のページをまとめました。

　リンク先にて、随時情報が更新されています。ぜひご確認ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html（首相官邸ＨＰ>）

○帰国者・接触者相談窓口一覧

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html>

○都道府県労働局の相談窓口について

各都道府県労働局に特別労働相談窓口を設置しております。以下のファイルからご確認ください。

　各都道府県労働局のページ別ウィンドウで開く［Excel形式：12KB］

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595819.xlsx>